

議案第 73 号

平成 26 年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書を付して議会の認定に付します。

平成 27 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

## 平成26年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第2項の規定により、平成26年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算を審査した結果、その意見は次のとおりである。

### 1 審査対象

平成26年度瑞穂町介護保険特別会計歳入歳出決算

### 2 審査期日

平成27年7月23日（木）

### 3 審査の手続

審査にあたっては、町長より提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について、計数に過誤はないか、財政運営は健全か、予算執行は関係法令に従って効率的になされているか等に着眼し、それぞれの関係帳簿及び証書類との照合のほか、必要と認める審査の手続きにより審査を実施した。

### 4 審査の結果

審査に付された決算書類は、地方自治法、会計諸規則等、法令に準じて作成されており、決算計数も関係帳簿、証書類との照合をした結果、符合し、正確であり、内容も適正であることを確認した。

### 5 決算の概要と総括意見

本年度末における介護保険の第1号被保険者数は8,169人、認定者数は1,152人で認定率14.10%となっている。また、現年度分保険料の収納率は、98.54%である。

決算の状況は、決算書で示すように、歳入総額19億8,003万6,609円、歳出総額19億7,704万1,227円で、歳入歳出差引残額299万5,382円となり、翌年度へ繰り越す財源となっている。

歳入の状況は、収入済額が19億8,003万6,609円で、前年度と比較すると5.04%の増であり、調定額に対し99.07%の収入率である。

収入のおもなものは、収入全体の27.32%を占める支払基金交付金、22.92%を占める保険料、18.37%の国庫支出金、15.66%の繰入金及び14.54%の都支出金等である。

保険料における不納欠損額は580万5,100円で、前年度と比較すると7.91%の増であり、収入未済額は1,345万9,900円で、前年

度と比較すると3.52%の増である。

歳出の状況は、支出済額が19億7,704万1,227円で、前年度と比較すると6.20%の増であり、予算現額に対し98.86%の執行率である。

支出のおもなものは、保険給付費で、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費及び特定入所者介護サービス費等である。

以上が決算の概要であるが、本年度においても、健全な介護保険運営が行われたものと認められる。

今後も引き続き社会経済の動向等に留意されるとともに、国・都との連絡をさらに深め介護保険運営のために、なお一層の努力を望む。

平成27年8月6日

瑞穂町長 石塚 幸右衛門 様

瑞穂町監査委員 原 島 茂 樹

同 石 川 修